

# 指定病院等における立会人のしおり

鳥取県選挙管理委員会事務局

## 1. 立会人の選任

指定病院等の長（不在者投票管理者）は、不在者投票を行う際には、次の要件を満たす立会人を1人以上選任し、不在者投票に立ち合わせなければなりません。

- ① 選挙権を有すること（年齢満18年以上の日本国民であって、公職選挙法第11条の選挙権を有しない者に該当しないこと。したがって、選挙人名簿に登録されている者である必要はないこと。）
- ② 不在者投票管理者やその事務を補助する者及び代理投票を補助する者とは兼ねることができないこと。

## 2. 立会人の役割

立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を果たします。適正な不在者投票が行われるためには、公正な立会人の選任が不可欠です。（※不在者投票における実際の職務は裏面を参照してください。）

## 3. 不在者投票における公正確保等（外部立会）

公職選挙法第49条第10項において「不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。」との努力義務規定が設けられています。

## 4. 市町村の選挙管理委員会が選定した者を立ち合わせる場合の手続等

市町村の選挙管理委員会による選定は、「包括選定」又は「個別選定」のいずれかの方法によって行われます。

【選定の対象として考えられるもの（ウは対応可能な市町村のみ）】

- ア 公職選挙法、国家公務員法等により、選挙運動が禁止され、又は政治的行為が制限される者（国家公務員、地方公務員等）
- イ 指定病院等の職員であって、県又は市町村の選挙管理委員会が実施する不在者投票事務に関する説明会、講習会等を受講したことがある者
- ウ 市町村の明るい選挙推進協議会の委員、協力員等明るい選挙推進運動に携わっている者（かつて携わっていた者を含む。）等、選挙の公正な実施についての見識を有する者

上記1. ①・②の要件を満たし、かつア～ウのいずれかに該当する者を不在者投票施設が選任します。

不在者投票の公正な実施の確保のために、立会人に施設外部の者（市町村職員（上記ア）、明るい選挙推進協議会委員（上記ウ）等）を選任される場合は、各市町村選挙管理委員会に紹介又は情報提供を求めてください。

※不在者投票施設が市町村の選挙管理委員会が選定する者（施設外部の者に限る）を不在者投票に立ち合わせ、その者に謝金等を支給した場合には、その支給に要した経費は一定の範囲内で公費負担されます。

## 立会人の具体的な職務

立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を果たします。適正な不在者投票が行われるためには、公正な立会が不可欠です。

実際の不在者投票においては、次のとおり事務を行ってください。

### ① 不在者投票に立ち会うこと

投票用紙等の確認・交付（投票用紙等が所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかの確認）から、選挙人が投票用紙に記載し、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に署名をして、不在者投票管理者に提出するまでの一連の不在者投票の手續に立会い、投票が公正に行われているかどうか確認してください。

### ② 代理投票を行わせること等について、意見を述べること

次のようなときには意見を述べてください。

- ・不在者投票管理者から、代理投票の補助者2名を定めることについて意見を求められたとき
- ・不在者投票管理者から、代理投票の拒否について意見を求められたとき
- ・代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

### ③ 不在者投票用外封筒に署名すること

選挙人が署名し、不在者投票管理者が必要事項を記載した不在者投票用外封筒に、署名してください。

#### <立会人の心がまえ>

上記の職務に当たっては、特に以下のような点について心がけてください。

◇不在者投票の実施には必ず不在者投票立会人による立会が必要です。不在者投票の開始に遅れないことはもちろん、**不在者投票の最中に食事、手洗いその他やむを得ず席を離れる場合は、不在者投票管理者（又は不在者投票管理者の管理の下にある事務従事者）に必ず伝えてください。**また、急病その他やむを得ない事情により到着が遅れる場合、立会いができなくなった場合は、速やかに不在者投票施設に連絡してください。

◇投票の秘密保持には特に配慮してください。不在者投票立会人には投票の秘密保持の義務がありますので、**立会の際に知り得た選挙人（入院患者、入居者等）の個人情報や不在者投票施設に関する情報、投票に関する内容等については、選挙後においても一切漏らすことのないようにしてください。**また、選挙人との対応に当たっては、選挙人の人権に十分配慮してください。

◇不在者投票の実施中は携帯電話の使用や無用な私語を控え、秩序の保持に努めてください。

※その他、御不明の点等ございましたら、最寄りの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。